

社会保険出張相談開設

郡山社会保険事務所では、年金に関する相談を田村市、石川町、須賀川市の各会場で毎月1回行っています。

年金に関することで相談がありましたら、お気軽にお越しください。なお、須賀川市については予約制になります。

●相談会場・相談日(4月・5月)

▽田村市役所

4月9日(木)・5月14日(木)

▽石川町勤労青少年ホーム

4月16日(木)・5月21日(木)

▽須賀川市体育館

4月23日(木)・5月28日(木)

●相談時間

午前10時～午後3時

◆予約・問い合わせ

郡山社会保険事務所 年金給付課

☎024-932-3917

住宅用火災警報器を 設置しましょう！

住宅火災からあなたを守ります

消防法の改正により、平成23年6月から全世帯に火災警報器の設置が義務化されます。

家庭内での火災発生をいち早くキャッチし、警報ブザーや音声によって知らせる装置が住宅

用火災警報器で、寝室や寝室のある階の階段に設置する必要があります。

火災が発生した時、目で煙や炎を見たり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたりと五感で気づくことがほとんどで、就寝中や忙切られた部屋で物事に集中しているときなどには、火災に気づくのが遅くなります。火災警報器があれば尊い命が救われたかもしれない事例も多くあります。町でも、町営住宅などに設置をしました。皆さんも早めの設置をお願いします。

●悪質販売にご注意！

悪質販売が増えることが予想されます。

▽「消防署」から来ましたという言葉には、ご用心！消防署では住宅用火災警報器の販売をすることはありません。

▽メーカーや種類、機能によって価格は違いますが、4,000円～15,000円が目安です。異常に高い値段のもの売りつけられないよう注意しましょう。

▽近くの電気店やホームセンターで購入できます。小野町消防団でも購入申し込みができますので、地元消防団員にご相談ください。

なお、詳しい内容についてはお問い合わせください。

◆問い合わせ

田村消防署小野分署
☎72-12630

「山火事防止運動」

見直そう森の恵みと火の始末

3月20日～4月19日は山火事防止運動期間です。

3月下旬になると、農作業や山菜採りが始まり、山林へ出入りする機会が多くなります。

山火事のほとんどは、ちよつとした火の取り扱いの不注意が原因で、山火事を防止するためには、一人ひとりが森林の大切さを認識し防火意識を高めることが大切です。

貴重な森林を山火事から守りましょう。

●山火事防止の注意点

- ・枯れ草など燃えやすいものがある場所では、たき火をしない。
- ・たき火など火を使用した後に、その場を離れるときは完全に消火する。
- ・風が強いときや空気が乾燥しているときは、たき火や野焼きをしない。
- ・土手など広範囲に火入れを行う際は、許可を必ず受ける。
- ・たばこは火を消し、吸い殻は絶対投げ捨てない。

国民年金コーナー

学生納付特例制度のご案内

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられます。

ただし、学生については申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

学生納付特例が承認された期間には障害年金の受給資格要件に含まれます。学生であつて所得が少なく保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないためには、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付(追納)する必要があります。(承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります)。

対象となる学生は、大学、短期大学、大学院、高等学校

専修学校などのほか、各種学校(一年以上の就学課程に限る)に在学する20歳以上の学生です。

また、夜間・定時制・通信課程も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

申請の際には、基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳など)と学生証(または在学証明書)が必要となります。

なお、前年の所得が一定額以上の場合には、申請が承認されない場合があります。また、前年の所得を確認する必要があるため、申請は毎年必要です。

年度の途中で20歳を迎える方は、社会保険事務所から送付される「資格取得届」をあわせて提出してください。

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所

☎024-932-3480

町民生活課

☎72-16933